

平成 27 年 10 月 15 日

各課等の長

伊佐市長 隈 元 新

平成 28 年度の「市政運営の基本的な考え方」について（通知）

平成 28 年度の伊佐市の行政運営に係る基本的な考え方について下記のように示します。

各課等においては、これを踏まえて、確実な現状把握のもと事務・事業編成に向けた取り組み、的確な事務体制の整備と予算編成に反映させるようにしてください。

## 記

### 1 平成 28 年度の市政運営の視点

国は新たな成長戦略のための取り組みを地方に拡充すべく様々な制度や施策見直しを行い、地方創生によって持続可能で活力のある我が国をめざすこととしており、平成 28 年度はそれに向けた地方における取り組みのスタートの年といえます。

伊佐市においても施策の基本となる「伊佐市総合振興計画後期基本計画」の初年度であり、また地方創生の指針となる「伊佐市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の本格的な実施による「新たな未来に向けたはじめの一歩」となる重要な年度と位置付け、以下の視点で取り組みます。

- (1) 総合振興計画にもとづくまちづくりの推進を基本とし、平成 28 年度は、総合振興計画前期基本計画の評価をもとに、後期基本計画の確実な実施を始める年度と位置づけます。
- (2) 伊佐市まち・ひと・しごと創生総合戦略の実質的な取り組み元年であることから、事業の実現化に向け、ポイントを絞った積極的な行動を行う必要があります。
- (3) 市の全庁横断課題である“安全安心・定住の推進”は、平成 26・27 年度の 2 年連続「住みよさランキング」で県内 1 位の評価を受けたことから、さらに「住みたい・住み続けたい」と思えるまちとなるよう取り組み、積極的な情報発信に努める必要があります。
- (4) 地方交付税は、合併算定替えから一本算定に向けて段階的に減額されるとともに、国全体の交付額の締め付けから、市の財政状況は厳しくなることは明確です。これに対応すべく事業の廃止・再編等を前提とした組織経営や予算運用についての見直しを行う必要があります。
- (5) 後期行政改革大綱及び集中改革プランを再度確認し、確実な行政改革を予算編成に反映させる必要があります。

- (6) 国の施策は、「地方自治体の創造力への応援」へシフトしています。これに対応すべく、幅広い情報収集と積極的な対応・関与により、財政負担や事務負担を減らして有効な事業展開をスピーディに行えるような意識をもって事業の企画・実施に努める必要があります。
- (7) 「広域的・鳥瞰的な視点を持って、若い世代とともに取組む」姿勢で将来の伊佐市づくりに臨む必要があります。
- (8) 平成 29 年 4 月から予定されている消費税の引上げや国の経済政策への適切な対応・活用を行います。
- (9) 新たな制度（マイナンバー・子ども子育て等）への確実な対応を進めます。
- (10) 地域における「ひとづくり」は将来に向けた重要な投資であることから、効果を見極めながら積極的な取組みを行う必要があります。

## 2 平成 28 年度の重点的な取組み

- (1) 行政課題に積極的に取り組む「考え、行動する職員」をつくる取組み
- (2) 財政健全化のための公共施設のあり方に関する整理・検討
- (3) 市民・民間企業・地域団体の力を引き出す「地方創生」施策の実施
  - ・ 交流人口の増加から定住人口を増やす
  - ・ 教育環境の充実
  - ・ 6 次産業化の推進
  - ・ 健幸づくりスポーツの推進
  - ・ 安心して快適なまちづくり
- (4) 伊佐市の「強み」を活かした施策の検討
- (5) マイナンバー制度の確実な実施
- (6) 地域資源を活かした地方創生メニューの検討・提案
- (7) 「伊佐のものづくり」振興と情報発信
- (8) 地域医療・地域介護の確立と障がい者等の就労・社会参加の推進
- (9) 市民自ら取り組む健康づくり
- (10) 防災対策の強化のためのライフラインに係る関係機関・地域コミュニティとの連携
- (11) 小・中学校・高校の連携強化
- (12) 児童・生徒の学力・体力向上
- (13) 2020 年の東京オリンピック・パラリンピック及び国民体育大会鹿児島大会に向けた人材育成と多角的視点での取組み

## 3 施策検討における共通課題

- (1) 中・長期的視点での計画的な運営

- ① 公共施設の維持・更新・整理
  - ② 地域経済の下支えとしての公共事業の計画的実施と長期的な計画づくり
  - ③ 将来の財政状況（財政計画）を見据えた施策検討と事業・組織の整理
- (2) 国・県の施策に関する情報収集と迅速な対応及び積極的な関与
- ① 国・県の制度改正等への適切な対応
  - ② 経済対策や低所得者対策への迅速かつ全庁的な対応
  - ③ 地方創生や地方分権推進に伴う地方発の提案型事業への対応
  - ④ 始良・伊佐地域振興局や県担当部局との連携や中核施設建設計画への提言・関与
- (3) 市民・民間企業・プロ（専門家）といった庁外の人材（以下「プロ等」という）とのコラボレーションによる「気の効いた・満足度の高い」事業構築・展開
- ① 所管事業における専門分野のプロ等と連携した情報収集や企画検討
  - ② 施策の継続性の担保及び効果的かつ効率的な展開のためのプロ等の誘致と柔軟な事務対応
  - ③ プロ等の関与による積極的な人材育成・評価の仕組みづくり

#### 4 予算編成について

予算編成における政策的判断は、「伊佐市総合振興計画」を柱とします。特に全庁横断課題と上記に掲げる重点施策を重視して進めます。また、全体としては中期財政計画を基本としますが、国・県の動向に留意しながら流動性を持った予算編成を行います。

普通建設事業では、原則的に実施計画に掲げる事業を対象としますが、歳入確保について社会情勢や国の動向等を踏まえ調整を行う場合があります。

予算要求前に国県等へ補助金等の申請手続きを要する事業は、申請前の事前協議（戦略会議等）を必要とします。

#### 5 その他

新規事業（ハード事業 500 万円・ソフト事業 100 万円）、拡充事業（ハード事業 300 万円増額・ソフト事業 100 万円増額）については新規拡充事業シート（マネジメントシート）の提出により優先度評価会議（1次評価 10 月下旬・2次評価 11 月上旬頃）を実施し、実施計画の選定に活用します。

実施計画は、施策ごとの主要事務事業を 3 年間掲載し、毎年度ローリング方式により調整します。

なお、新規事業については上記事業費にかかわらずマネジメントシートの提出が必要になりますので事前に提出してください。